



熊本県公報

号外 第 7 1 号

平成 28 年 10 月 17 日(月)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 平成 28 年熊本地震に係る県税に関する納付等の期限の指定…………… (税務課) 1
- 平成 28 年熊本地震に係る県税に関する納付等の期限の指定…………… (") 1

告 示

熊本県告示第 889 号の 2

熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号。以下「条例」という。）第 15 条第 1 項の規定により、平成 28 年 4 月 21 日熊本県告示第 495 号の 3 において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所、主たる事務所、事業所等をする納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 11 月 29 日までの間に到来する条例第 26 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により課する法人の県民税、同項第 5 号の規定により課する利子割、同項第 6 号の規定により課する配当割、同項第 7 号の規定により課する株式等譲渡所得割、条例第 39 条第 1 項の規定により課する法人の事業税、条例第 48 条の 3 の規定により課する地方消費税並びに条例第 64 条及び熊本県税条例の一部を改正する条例（平成 28 年熊本県条例第 9 号）附則第 4 項の規定により課する県たばこ税について、平成 28 年 11 月 30 日とする。

平成 28 年 10 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

地域

八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、嘉島町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町

熊本県告示第 889 号の 3

熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号。以下「条例」という。）第 15 条第 1 項の規定により、平成 28 年 4 月 21 日熊本県告示第 495 号の 3 において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所、主たる事務所、事業所等をする納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 12 月 15 日までの間に到来する条例第 26 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により課する法人の県民税、同項第 5 号の規定により課する利子割、同項第 6 号の規定により課する配当割、同項第 7 号の規定により課する株式等譲渡所得割、条例第 39 条第 1 項の規定により課する法人の事業税、条例第 48 条の 3 の規定により課する地方消費税並びに条例第 64 条及び熊本県税条例の一部を改正する条例（平成 28 年熊本県条例第 9 号）附則第 4 項の規定により課する県たばこ税について、平成 28 年 12 月 16 日とする。

平成 28 年 10 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

地域

熊本市、西原村、南阿蘇村、御船町、益城町